

振草川漁業協同組合
内共第4号及び第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、振草川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号及び第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（あめのうお）、おいかわ（しらはえ）及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣及び毛針釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内においては、竿釣及び旋刺網（地方名称「まき網」をいう。）以外の方法で遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
旋 刺 網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	20センチメートル
あ ま ご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が満18歳以下の者のときは無料とし、第2項ただし書きに規定する方法により納付するときはあゆについては1,000円、あまごについては500円、雑魚については200円を加算した額とする。

一 竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣	1日 2,500円
		1年 15,000円
あまご	同	1日 1,500円
		1年 5,000円
うなぎ及びおいかわ (以下「雑魚」という。)	同	1日 200円
		1年 1,000円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	旋 刺 網	1日 3,000円
雑 魚	同	1日 1,000円

- 2 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。また、遊漁承認証取扱所に「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日、又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。